

要件事項	<p><航空／海上共通業務> 申告前に「申告官署」欄を変更した場合の関税割当裏落内容仮登録情報の「官署」欄の上書き機能の追加</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 「輸入申告事項登録（IDA）」業務実施後に「関税割当裏落内容仮登録（TQC）」業務を実施しているが、IDA業務において、「あて先官署」欄または「特例申告あて先官署」を変更しても関税割当裏落内容仮登録情報の「申告官署」欄が自動で変更されないため、再度TQC業務で取り消した後、再登録が必要となる。また、変更せず申告した場合、官署チェックが行われていないため、申告できてしまう。</p> <p><変更後仕様> ・IDA業務において、変更後の「あて先官署」または「特例申告あて先官署」で、関税割当裏落内容仮登録情報の「申告官署」を更新する。 ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務において、特例申告（申告等種別コード「T」「V」）の場合に変更後の「特例申告あて先官署」で、関税割当裏落内容仮登録情報の「申告官署」を更新する。</p>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

(A) 「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務の変更

輸入承認証等識別欄に入力されたNACCS用関税割当証明書番号が、関税割当証明書裏落とし情報DBに存在する場合は、関税割当証明書裏落とし情報DBの「申告官署」を以下の通り更新するよう変更する。

- ①申告等種別コード「C：輸入申告（申告納税）」、「F：輸入申告（賦課課税）」、「K：蔵出輸入申告（申告納税）」、「D：蔵出輸入申告（賦課課税）」、「U：移出輸入申告（申告納税）」、「L：移出輸入申告（賦課課税）」、「B：総保出輸入申告（申告納税）」または「E：総保出輸入申告（賦課課税）」の場合

輸入申告DBに登録されたあて先官署

- ②申告等種別コード「H：輸入（引取）申告」、「N：特例委託輸入（引取）申告」、「J：輸入（引取・特例）申告」、「P：特例委託輸入（引取・特例）申告」または「R：蔵出輸入（引取・特例）申告」の場合

輸入申告DBに登録された特例申告あて先官署

(B) 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務の変更

輸入承認証等識別欄に入力されたNACCS用関税割当証明書番号が、関税割当証明書裏落とし情報DBに存在する場合は、関税割当証明書裏落とし情報DBの「申告官署」を以下の通り更新するよう変更する。

- ①特例申告（申告等種別コード「T：特例申告」または「V：特例委託特例申告」）の場合

輸入申告DBに登録された特例申告あて先官署

- ②BP承認時のあて先官署が廃止となった場合でIBPを実施する場合

引継先官署（税関官署「引継先税関官署コード」の設定値または、あて先官署コードの入力値）

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務

3. 特記事項

(1) 個別項目

特になし

4. 添付資料

(1) 別紙01_業務フロー変更イメージ

5. リリース予定日／サービス開始予定日

2020年03月15日（日）保守時間帯リリース